



事務連絡
令和元年10月21日

農業者各位

留寿都村農林建設課長

令和元年度留寿都村土壌病害対策事業（ガスタード事業）に係る補助申請について

留寿都村土壌病害対策事業（ガスタード事業）につきましては、土壌検診の実施を補助要件としておりますが、下記期間において補助申請の受付を行いますので、申請希望者は印鑑と土壌検診結果を持参のうえ、役場農林建設課まで来庁願います。

なお、補助対象となるのは、原則として、土壌検診の結果、土壌1g中にバクテリウム菌が概ね10個以上確認できたほ場となりますのでご留意願います。

（補助申請にあたっての注意事項として、別紙Q&Aを参照願います。）

不明な点がありましたら、役場農林建設課（46-3131）までお問い合わせ願います。

記

申請先：留寿都村役場農林建設課農林係

申請に必要なもの：印鑑と土壌検診結果

申請期間：令和元年10月21日（月）から
令和元年11月15日（金）まで

その他：補助申請を期間内にされない場合は、12月中の補助金支出が困難となるほか、補助対象とできない場合がありますので、期限厳守にてお願い致します。

（農林建設課農林係）

Q&A

Q 1 : 土壤検診をした結果、ほ場にバーテシリュウム菌が少なく（若しくは検出されなかった）、補助要件の「菌核数概ね10個以上」を満たしていなかったのですが、その場合は補助対象となりますか？

A 1 : 補助要件は原則として「菌核数概ね10個以上」となっていますが、予算の範囲内において柔軟に対応したいと考えています。

しかし、補助申請者が多く、申請面積が予算枠を超える場合には、汚染度数の高いほ場を優先して補助対象といたしますのでご了承ください。

なお、補助申請期間内に申請されなかった場合には、たとえ菌核が確認できても、補助対象にできませんのでご了承ください。

Q 2 : 補助対象とならなかった場合で、既に購入しているダズメット粉粒剤（ガスタード微粒剤）はどのようにしたらいいですか？

A 2 : 補助対象とならなかった場合について、補助金の交付はありませんが、農薬自体（ダズメット粉粒剤（ガスタード微粒剤））の施用を禁止している訳ではありません。全額自己負担において実施することは可能です。

また、やむを得ず購入済のダズメット粉粒剤を返品する場合には、JAようてい資材センターにご相談願います。

土壤検診を実施していないが、汚染が明らかな場合等があると思いますが、自身の営農状況・経営状況を勘案の上、あるいはリスク管理上必要があると判断した場合に、自己責任において実施することを妨げるものではありません。

Q 3 : 補助対象ほ場の確認はどのように行っているのですか？

A 3 : JAようてい留寿都支所で管理している「ほ場管理図」により事業実施圃場の確認を行います。しかしながら、補足的に補助事業者に対して、事業実施圃場の確認等を行う場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。